

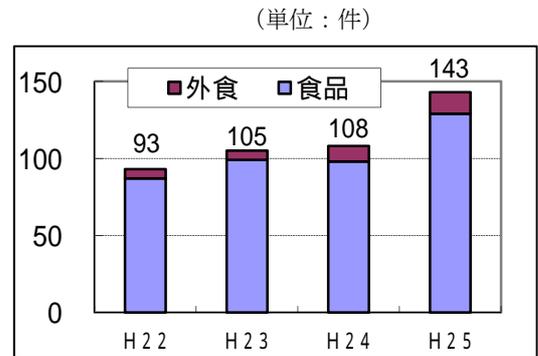
「消費者問題シンポジウム in 広島」
公開シンポジウム 「食品表示について」
 ～ 相談現場からの報告 ～

平成 26 年 3 月 8 日
 広島県生活センター
 消費生活相談員 川手三枝子

1 広島県内の苦情相談状況

(1) 相談件数

年 度	22年度	23年度	24年度	25年度※
食 品	87	99	98	129
外 食	6	6	10	14
計	93	105	108	143



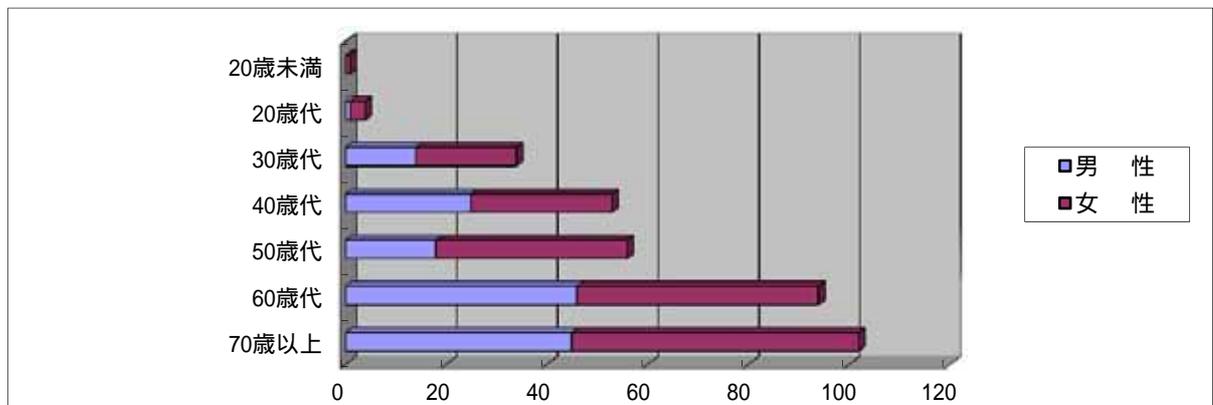
※ 25年度はP I O-N E Tの検索分のみで、26年2月17日現在で把握できる範囲。

(2) 性別・年齢別相談件数

(単位：件)

区 分	件 数	構成比
男 性	192件	45.1%
女 性	234件	54.9%
計	426件	100.0%

区 分	件 数	構成比
20歳未満	1件	0.3%
20歳代	4件	1.2%
30歳代	34件	9.9%
40歳代	53件	15.4%
50歳代	56件	16.3%
60歳代	94件	27.3%
70歳以上	102件	29.7%
計	344件	100.0%



食品も外食も相談件数は増加傾向にある。女性からの相談がやや男性からの相談を上まわるが、男性も食品の表示に関心が高いことがうかがえる。年代別では、年齢が上がるにつれて、相談件数が増えている。20歳代以下の相談が特に少なく、高齢者ほど食に気をつけているのが分かる。

2 相談事例

(1) 外食のメニュー表示の相談事例

- * 結婚式場の食事メニューに偽装表示があることが報道された。冷凍の魚貝を鮮魚と表示していた。自分は1か月半後にその式場で挙式予定だ。自分たちが予定しているコースに2品の誤表示がある。表記の変更以外の対応はしないとのことだが、誤表示の2品を別のものに変えてほしい。
- * メバルと表示された料理が、シスという別な魚だった。店はメニューと違うことを認めたが、対応が悪い。
→広島県では、一連のメニュー表示の問題に関して自主公表された事案について、景品表示法に基づき5件について文書注意または口頭注意による指導を行いました。また、講習会やホームページ等を通じて景品表示法の周知を図っています。

(2) 食品の表示の相談事例

【名称】

- * ラジオのCMで国産牛サーロインステーキが安く販売されているのを知り注文した。袋には「国産牛サーロインステーキ（加工牛肉・牛脂注入加工品）」と書いてある。加工牛肉とは聞いたことがない。

【原材料】

- * アーモンドバターを購入したが、材料はマーガリンで、バターは一切使われていない。
- * 「長芋ときゅうりのバジル仕立て」という漬物を食べると大根の味がした。表示を見ると、原材料のトップは大根で、長芋は7番目だった。7番目の材料をネーミングに使うべきではない。

【原産地】

- * 冷凍ししゃもの表示が分かりにくい。パッケージには「ノルウェイ産ししゃも」と書いてあるのに、裏面の原産国表示は中国だった。
- * コンビニでから揚げを購入したが、原産地表示がなかったので訊いたら、表示義務がないとのこと。本当か。
- * 原産地が宮崎の鰻のかば焼きを購入した。レシートには、中国産と書いてあった。

【内容量】

- * ビニール袋入り若どりムネ肉1キロを購入したが、745グラムしかなかった。
- * ヨーグルト450グラムのところ、410グラムしかなかった。

【賞味期限】

- * 味噌の賞味期限が「13.9.20」となっている。店に訊くと「2013年9月20日」というが、本当か。
- * スーパーで食品の詰め合わせを購入した。外箱には賞味期限として「2013.9.14」とある。中には、乾麺、漬物、干物、炊き込みごはんの素、生ラーメンが入っているが、生ラーメンだけが8月の賞味期限だった。
- * 自動販売機で購入したペットボトルの清涼飲料水が賞味期限が2か月も過ぎていた。以前にもこの自販機で購入したペットボトルの賞味期限が過ぎていたことがあった。

【製造者表示】

- * スーパーで購入した山菜ミックス水煮の茹が硬い。輸入ものだが、輸入業者の電話番号の表示がない。スーパーに苦情を言うと、輸入業者から電話があったが、この対応でいいのか。

【価格表示】

- * 税込み価格で表示していない。
- * 割引商品を購入したのに、スーパーのレジで割引の価格になっていなかった。
- * 半額シールを弁当の品質表示の上に貼ってあるので、表示が見えない。

【特定保健用食品】

- * 乳酸菌が腸によいので毎日飲んでいるが、甘すぎるので気になって原材料を見たら、ブドウ糖・果糖液糖・砂糖が入っていた。自分は糖尿を気にしているので、こんなに糖分が多いと知っていたら飲まなかった。食生活に気をつけていたのに、血糖値が下がらないはずだ。特定保健用食品として、お腹の調子を整えますと表示しているが、糖分が多いので、糖尿病の方は気をつけましょう等というリスク表示も必要だ。

【その他】

- * 仕出し弁当に消費期限や添加物等の表示がなかった。問題ではないか。

食品の表示については、賞味期限、原産地、原材料の相談が多い。今日紹介した事例はほんの一部で、様々な相談が入っており、毎日の生活に密着している食に関して、消費者の関心が高いことがうかがえる。

食品表示法の概要

平成25年6月
消費者庁

食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保するため、

食品衛生法、JAS法及び健康増進法の食品の表示に関する規定を統合して食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度を創設。

(現行、任意制度となっている栄養表示についても、義務化が可能な枠組みとする)

整合性の取れた表示基準の制定

消費者、事業者双方にとって分かりやすい表示

消費者の日々の栄養・食生活管理による健康増進に寄与

効果的・効率的な法執行

目的

消費者基本法の基本理念を踏まえて、表示義務付けの目的を統一・拡大

【新制度】

- ・食品を摂取する際の安全性
- ・一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保

【現行】

- ・食品衛生法…衛生上の危害発生防止
- ・JAS法…品質に関する適正な表示
- ・健康増進法…国民の健康の増進

○ 基本理念（3条）

- ・食品表示の適正確保のための施策は、消費者基本法に基づく消費者政策の一環として、消費者の権利（安全確保、選択の機会確保、必要な情報の提供）の尊重と消費者の自立の支援を基本
- ・食品の生産の現況等を踏まえ、小規模の食品関連事業者の事業活動に及ぼす影響等に配慮

食品表示基準

（4条）

- 内閣総理大臣は、食品を安全に摂取し、自主的かつ合理的に選択するため、食品表示基準を策定
 - ① 名称、アレルギー、保存の方法、消費期限、原材料、添加物、栄養成分の量及び熱量、原産地その他食品関連事業者等が表示すべき事項
 - ② 前号に掲げる事項を表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項
- 食品表示基準の策定・変更
～厚生労働大臣・農林水産大臣・財務大臣に協議／消費者委員会の意見聴取

食品表示基準の遵守

（5条）

- 食品関連事業者等は、食品表示基準に従い、食品の表示をする義務

指示等

（6条・7条）

- 内閣総理大臣（食品全般）、農林水産大臣（酒類以外の食品）、財務大臣（酒類）～食品表示基準に違反した食品関連事業者に対し、表示事項を表示し、遵守事項を遵守すべき旨を指示
- 内閣総理大臣～指示を受けた者が、正当な理由なく指示に従わなかったときは、命令
- 内閣総理大臣～緊急の必要があるとき、食品の回収等や業務停止を命令
- 指示・命令時には、その旨を公表

立入検査等

（8条～10条）

- 違反調査のため必要がある場合
～立入検査、報告徴収、書類等の提出命令、質問、収去

内閣総理大臣等に対する申出等

（11条・12条）

- 何人も、食品の表示が適正でないため一般消費者の利益が害されていると認めるとき～内閣総理大臣等に申出可
内閣総理大臣等は、必要な調査を行い、申出の内容が事実であれば、適切な措置
- 著しく事実に相違する表示行為・おそれへの差止請求権
（適格消費者団体～特定商取引法、景品表示法と同様の規定）

権限の委任

（15条）

- 内閣総理大臣の権限の一部を消費者庁長官に委任
- 内閣総理大臣・消費者庁長官の権限の一部を都道府県知事・保健所設置市等に委任（政令）

罰則

（17条～23条）

- 食品表示基準違反（安全性に関する表示、原産地・原料原産地表示の違反）、命令違反等について罰則を規定

附則

- 施行期日～公布の日から2年を超えない範囲内で政令で定める日から施行
- 施行から3年後に見直す旨規定を設けるほか、所要の規定を整備

（参考）表示基準（府令レベル）の取扱い

- 表示基準の整理・統合は、府令レベルで別途実施
（法律の一元化による表示義務の範囲の変更はない。）

【今後の検討課題】

- 中食・外食（アレルギー表示）、インターネット販売の取扱い～当面、実態調査等を実施
- 遺伝子組換え表示、添加物表示の取扱い～当面、国内外の表示ルール調査等を実施
- 加工食品の原料原産地表示の取扱い
～当面、現行制度の下での拡充を図りつつ、表示ルールの調査等を実施
→上記課題のうち、準備が整ったものから、順次、新たな検討の場で検討を開始
- 食品表示の文字のポイント数の拡大の検討 等

食品表示法制定に伴う表示基準の移行について(イメージ)

- 法律には、事業者が遵守すべき表示基準を定める旨を規定。その中で、栄養表示は、表示基準で定める事項の例示として規定。
- 原料原産地をはじめとする個別の義務表示事項については、府令で規定する。

法律

食品衛生法

内閣総理大臣は、一般消費者に対する食品に関する公衆衛生上必要な情報の正確な伝達の見地から、消費者委員会の意見を聴いて、販売の用に供する食品に関する表示につき、必要な基準を定めることができる。(第19条)

表示につき基準が定められた食品、添加物、器具又は容器包装は、その基準に合う表示がなければ、これを販売し、販売の用に供するために陳列し、又は営業上使用してはならない。(第19条)

JAS法

内閣総理大臣は、飲食物品の品質に関する表示の適正化を図り一般消費者の選択に資するため、農林物資のうち飲食物品の品質に関する表示について、内閣府令で定める区分ごとに、次に掲げる事項のうち必要な事項につき、その製造業者等が守るべき基準を定めなければならない。

- 一 名称、原料又は材料、保存の方法、原産地その他表示すべき事項
- 二 表示の方法その他前号に掲げる事項の表示に際して製造業者等が遵守すべき事項

(第19条の13)

製造業者等は、品質に関する表示の基準に従い、農林物資の品質に関する表示をしなければならない。(第19条の13の2)

健康増進法

内閣総理大臣は、販売に供する食品につき、栄養表示に関する基準を定めるものとする。(第31条)

販売に供する食品につき、栄養表示をしようとする者及び栄養表示食品を輸入する者は、栄養表示基準に従い、必要な表示をしなければならない。(第31条の2)

食品表示法

内閣総理大臣は、次に掲げる事項のうち必要と認められる事項を内容とする食品に関する表示の基準を定めなければならない。

- 一 名称、アレルゲン、保存の方法、消費期限、原材料、添加物、栄養成分の量及び熱量、原産地その他販売をする際に表示されるべき事項
- 二 一に掲げる事項を表示する際に遵守すべき事項

(第4条)

食品関連事業者等は、食品表示基準に従った表示がされていない食品の販売をしてはならない。(第5条)

府令・告示

食品衛生法19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令

- ・名称
- ・消費期限、賞味期限
- ・製造所等所在地、製造者等名
- ・添加物(具体的な記載方法)
- ・アレルギー(対象物質)
- ・保存方法 等

この他、食品衛生法第19条第1項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令がある。

加工食品品質表示基準(告示)

- ・名称
- ・原材料名
- ・内容量
- ・消費期限、賞味期限
- ・保存方法
- ・原産国(輸入品)
- ・原料原産地(対象品目)
- ・製造業者等の名称及び住所
- ・表示に用いる文字の大きさ 等

原料原産地表示の対象品目の選定要件^(※)は、共同会議報告書で示されているが、府令・告示には定められていない。

※選定要件

要件Ⅰ：原産地に由来する原料の品質の差異が、加工食品としての品質に大きく反映されると一般に認識されている品目のうち、

要件Ⅱ：製品の原材料のうち、単一の農畜水産物の重量の割合が50%以上である商品

生鮮食品品質表示基準(告示)

- ・名称
- ・原産地 等

遺伝子組み換え食品に関する品質表示基準(告示)

- ・表示の対象となる品目、表示方法 等
- その他、個別品質表示基準(49本)がある。

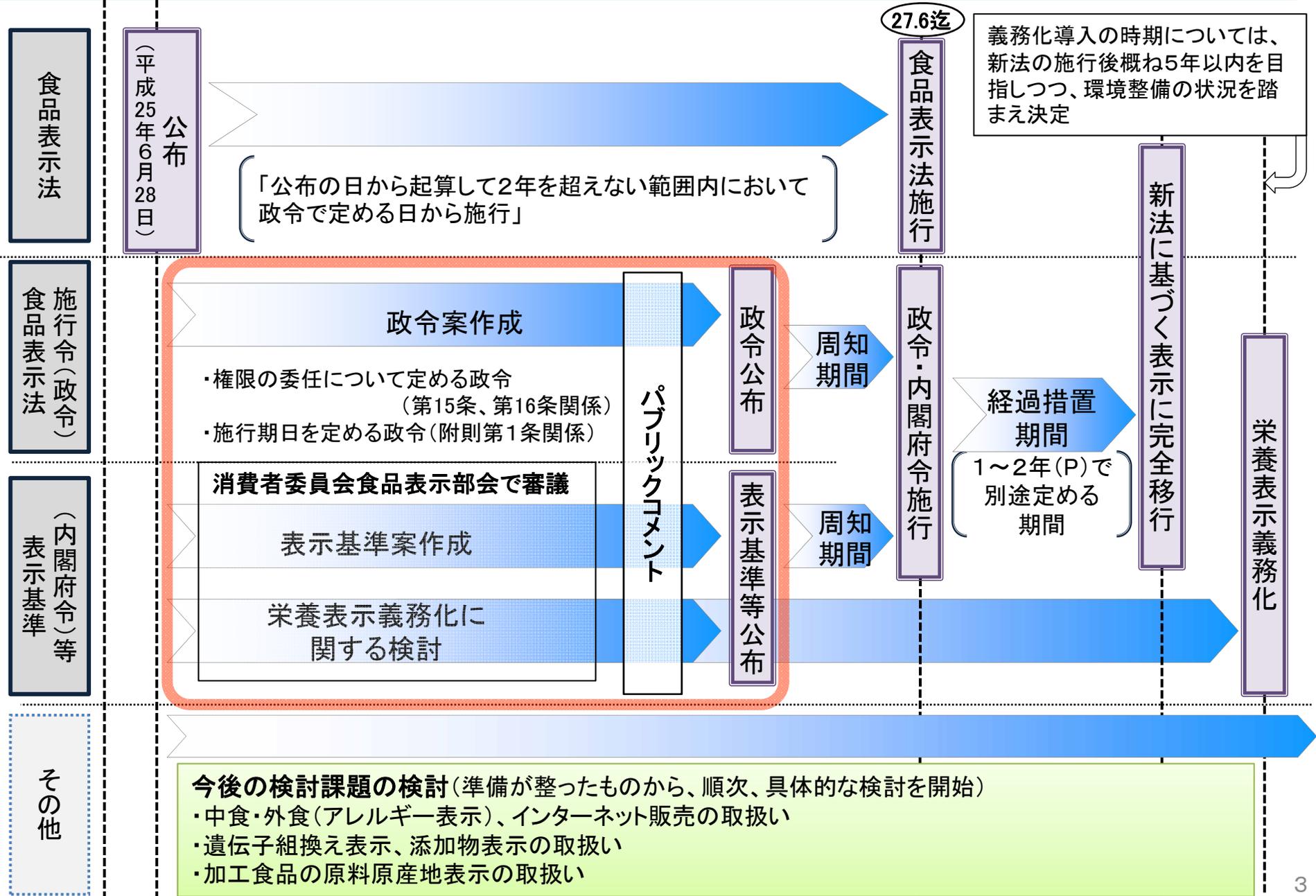
栄養表示基準(告示)

- ・栄養成分(たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム等)の量及び熱量並びにその表示方法
- ・栄養成分の高い旨、含む旨、強化された旨、含まない旨、低い旨、低減された旨の表示をする場合の基準 等

食品表示基準(府令)

- ・名称
- ・原産地(生鮮食品)
- ・原材料名
- ・アレルゲン
- ・遺伝子組換え表示(対象品目、表示方法)
- ・添加物(具体的な記載方法)
- ・内容量
- ・消費期限、賞味期限
- ・保存方法
- ・原産国(輸入品)
- ・原料原産地(対象品目)
- ・事業者の名称及び所在地
- ・栄養成分及び熱量(対象成分)並びにその表示方法
- ・表示に用いる文字の大きさ 等

新食品表示制度の施行に向けたタイムスケジュール(平成25年11月時点)



消費者問題シンポジウムin広島

広島県消費者団体連絡協議会

会長 中原律子

広島県消費者団体連絡協議会は...

目 的 : 消費者団体が相互に連携して共通課題の認識と解決に取り組み、合わせて消費者活動の発展を目指す。

構成団体 : 公益社団法人広島消費者協会
呉市消費者協議会
廿日市市消費者協会
因島消費者協会
広島県女性団体連絡協議会
JA広島県女性組織協議会
広島県生活協同組合連合会
NPO法人消費者ネット広島

食品表示に関する活動

意識調査

消費者問題や環境、食の安全、社会保障など
消費者の意識を探る活動を実施している。

食品表示に関する活動

食品表示ウォッチャー活動



食品表示に関する活動

食品表示ウォッチングカード

平成24年度 食品表示 ウォッチングカード

包装背面（バック）に下部の項目が表示されているのチェックしてください。
 「X」の場合は、下記電話番号へ連絡し、「表示の誤り」を貼り付けて提出してください。

「X」の場合・ご連絡先電話番号（TEL: 082-513-2730）

氏名	住所	TEL	〒	市	区	町	番	号	分	号
▲	〒									

対象品目：バックに入った単品の刺身
（生かき・ゆでたこは除く）
（取り巻又は巻きにした生食用野菜は除く）

チェック項目	○	×	記入欄
チェックポイント1 原産地表示			<ul style="list-style-type: none"> 正産品の場合は「本城島」「地産地消」「産地産地」が必ず表示されているか？ 「北陸産」「北陸産が偏る産地産地」のいずれかが表示されているか？ 輸入品の場合は「産地産地」が必ず表示されているか？
チェックポイント2 生食用である旨			「生食用」「刺身用」「そのままお召し上がりいただけます」等の表示が必ず表示されているか？

【ラベル貼り付け欄】
チェックポイント×の場合は、ここにラベルを貼り付けてください。ラベルの貼り付けが困難な場合は、次の事項を確認してください。

（産地名）	（産地産地）
（産地産地又は加工者氏名）	（産地産地）
（産地産地又は加工産地産地）	

【ラベル表示例】

北陸北部水産物加工株式会社
〒910-0110 福井県 福井市 福井 1-1-1
TEL: 0776-21-1111 FAX: 0776-21-1112
E-MAIL: info@hokuriku-north-seafoods.co.jp
代表取締役 佐藤 健一
〒910-0110 福井県 福井市 福井 1-1-1
TEL: 0776-21-1111 FAX: 0776-21-1112
E-MAIL: info@hokuriku-north-seafoods.co.jp

※ラベルに「刺身」などとシールが貼られている場合も必ず貼ります！

平成25年度 食品表示 ウォッチングカード

包装背面の表示を、チェック項目について確認（○・×を記入）してください。
 「X」の場合は、下記電話番号へ連絡し、①「表示の誤り」があれば下記「ラベルの貼り付け欄」に貼り付けて、②なければお電話または郵送して③郵送又はファクシミリにて提出してください。

※お問い合わせ先電話番号（〒730-8511 広島県 広島市 中区 10-52）
TEL: 082-513-2730 FAX: 082-520-0121

氏名	住所	TEL	〒	市	区	町	番	号	分	号
▲	〒									

対象品目：漬物（漬物・一夜漬）

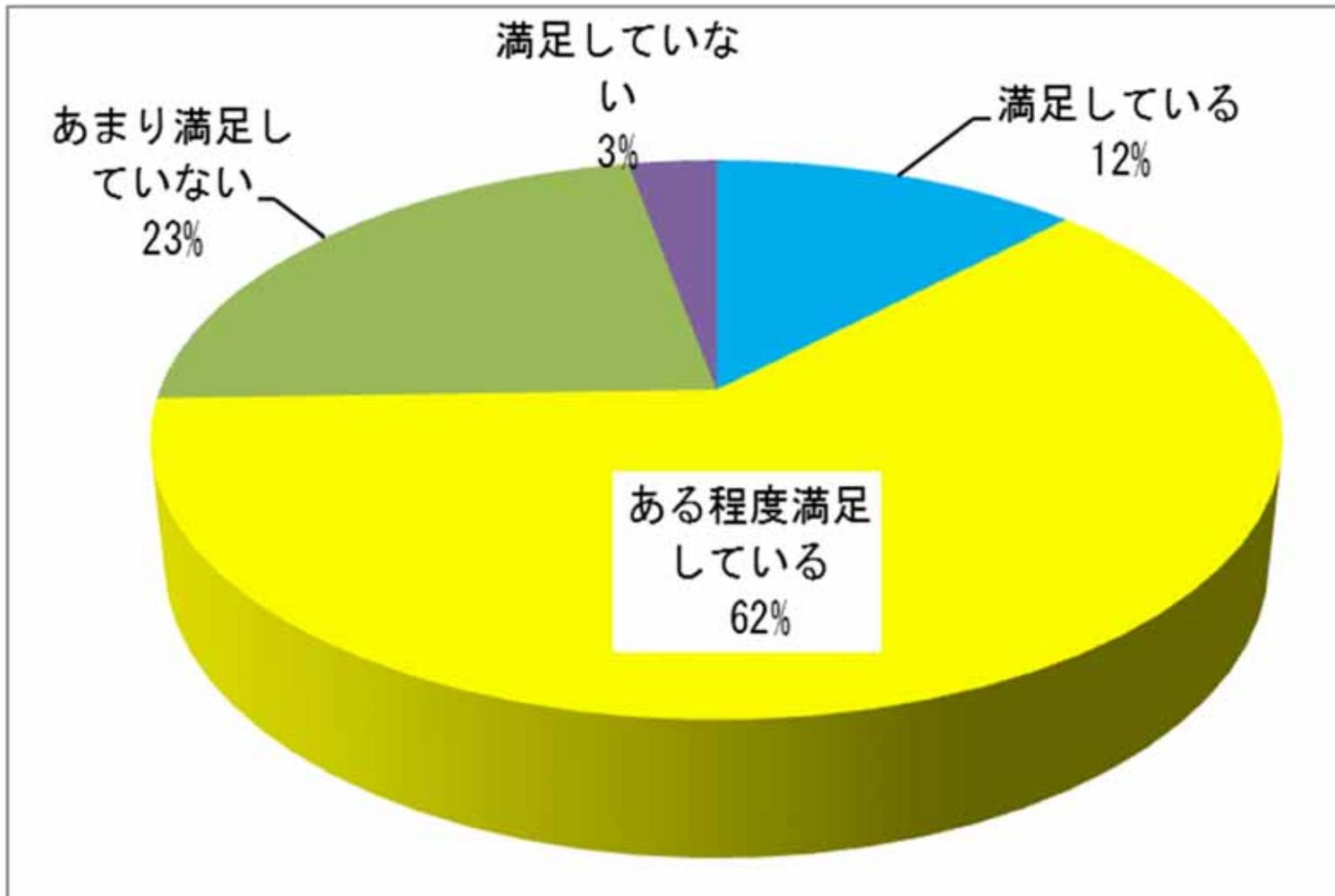
チェック項目	○	×	記入欄
チェックポイント1 原材料名			①漬けた原材料（野菜など）、②漬けた原材料（食塩など）、③食品添加物の順に記載されていますか？
チェックポイント2 原料産地産地			主な原材料の産地産地（国産、産地産地氏名など又は産地産地）が必ず表示されていますか？

【ラベル貼り付け欄】
チェック項目に「×」がある場合、ラベル（表示の誤り）があれば、ここに貼り付けてください。ラベルがなければ、次の事項を確認してください。

（産地名）	（産地産地又は加工者氏名・氏名）
（産地産地又は加工産地産地）	

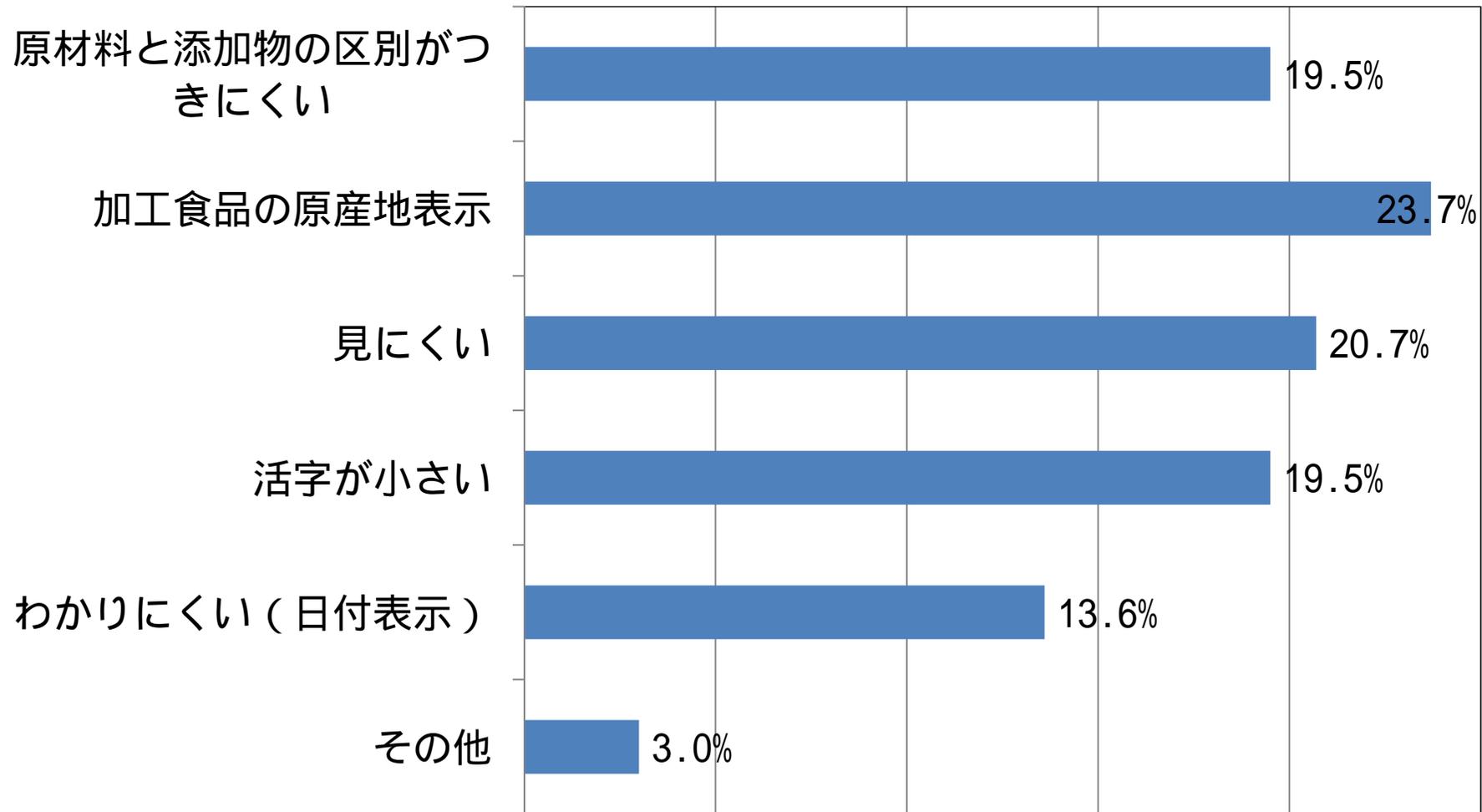
意識調査

Q.食品表示の満足度

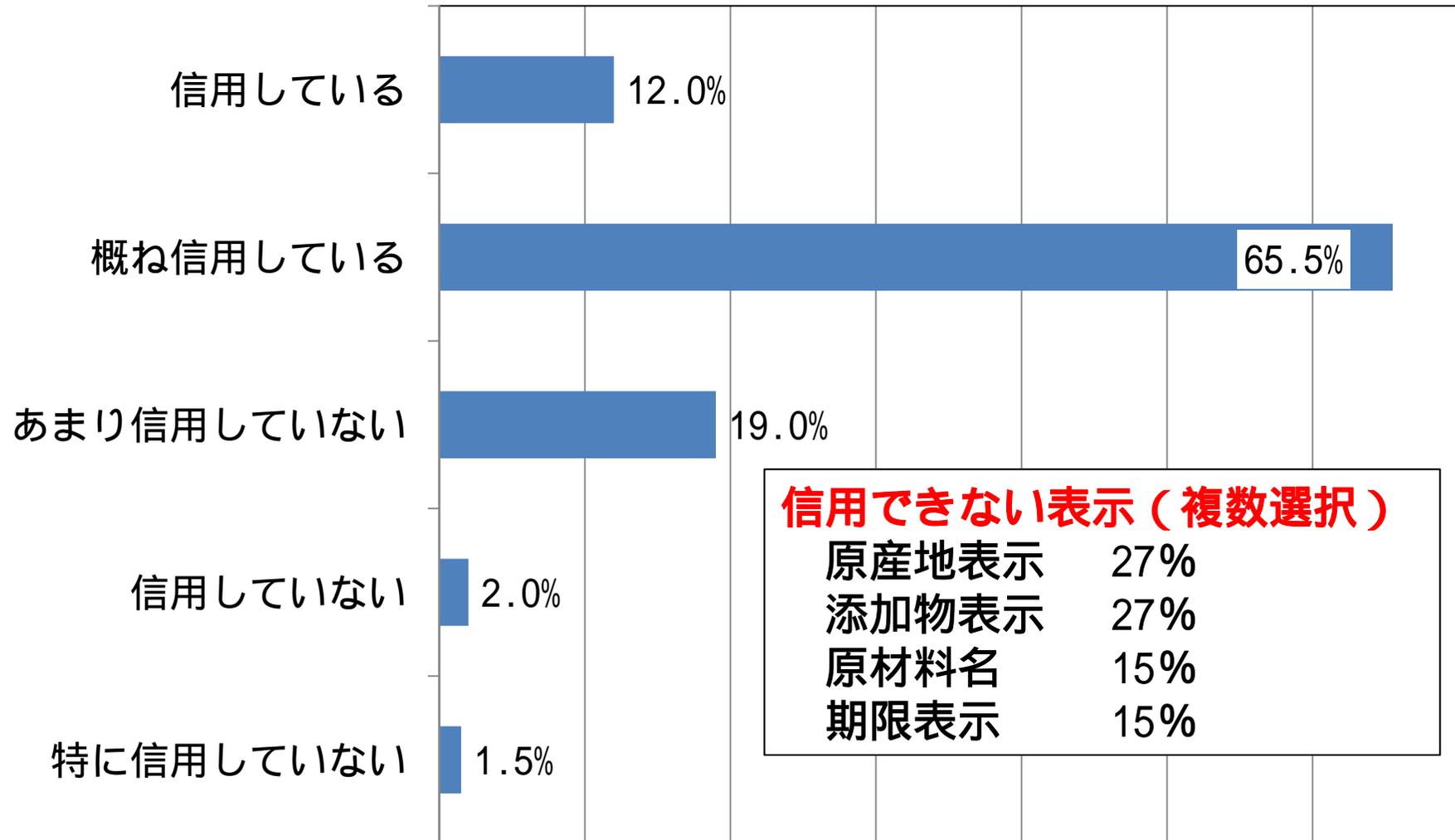


意識調査

Q. 満足していない表示



食品表示の信用度



新食品表示についての意見・要望

文字

大きく、濃い色ではっきりと

原料原産地表示

複数盛り刺身は表示しなくてもいい？

少なくとも原材料の何割というレベルで表示すべき



遺伝子組み換え表示

原材料がつぶされて、たんぱく質として残っていない状態になっている食品は表示しなくていい!?

ルールを見直して、わかりやすい表示に!



新食品表示についての意見・要望

食品添加物表示

全般的にわかりにくい!!
わかりやすい表示に!

健康食品の表示

特定保健用食品と栄養機能食品以外の健康食品
過激な文言、映像により虚偽誇大広告が...
消費者が誤解しないように



新食品表示についての意見・要望

アレルギー表示

景品表示法

コンプライアンスの徹底

メニュー表示に対するルールとガイドライン

違反業者に対して

課徴金制度の導入と公益通報保護制度の強化

TPP交渉

表示制度の順守



ご清聴ありがとうございました。